

移動式高圧ガス（圧縮空気）製造設備保守点検
業務委託仕様書

富士山南東消防本部

移動式高圧ガス（圧縮空気）製造設備保守点検業務委託仕様書

- 1 業務委託名 移動式高圧ガス（圧縮空気）製造設備保守点検
- 2 履行期間 契約日から令和5年2月28日まで
- 3 履行場所
 - (1) 富士山南東消防本部 三島消防署（三島市南田町4番40号）
 - (2) 富士山南東消防本部 裾野消防署（裾野市石脇515番地）
 - (3) 富士山南東消防本部 長泉消防署（駿東郡長泉町中土狩910番地の1）
- 4 点検数量 3基（上記3（1）～（3）に1基ずつ配置）
- 5 業務内容
 - (1) 高圧ガス保安法第35条の2によるものであること。
 - (2) 高圧ガス保安協会が示す「保安検査基準 KHKS0850-1(2017)」に準拠した点検内容であること。
- 6 報告書
 - (1) 業務完了届出書（当本部指定様式） 1部提出
 - (2) 点検結果報告書（任意様式） 履行場所毎に取りまとめて2部ずつ提出
- 7 報告書提出先 富士山南東消防本部 警防救急課（三島市南田町4番40号）
- 8 保安教育
 - (1) 製造設備 第2種製造設備（移動式高圧ガス製造設備）
 - (2) 実施回数 3回（履行場所毎に1回ずつ）
 - (3) 実施場所
 - ア 富士山南東消防本部 三島消防署（三島市南田町4番40号）
 - イ 富士山南東消防本部 裾野消防署（裾野市石脇515番地）
 - ウ 富士山南東消防本部 長泉消防署（駿東郡長泉町中土狩910番地の1）
 - (4) 実施日時 担当課と協議の上、履行期間中に実施すること
 - (5) 教育時間 1時間以上
 - (6) 教育対象者 高圧ガスの製造及び取扱いに係る職員
 - (7) 根拠法令 高圧ガス保安法第27条に基づく保安教育
 - (8) 教育内容
 - ア 保安意識の高揚に関すること
 - イ 規則、規定類等に関すること
 - ウ 取扱う高圧ガスの性質に関すること
 - エ 製造設備の運転操作及び関連する技術に関すること
 - オ 運転不調及び異常状態に対する教育訓練に関すること

カ 安全に関する一般的な規律の確立に関すること

キ その他必要事項

9 そ の 他

- (1) 事前に担当課と十分に打合せを行い、実施すること
- (2) 消防業務に支障がある場合は、最小限に努めること
- (3) 関係法令等を遵守し、実施すること
- (4) 保守点検業務の範囲を超え、別途費用が必要な修繕等を実施する場合は、事前に担当課の了承を得ること
- (5) 本仕様書について質疑が生じた場合は、必ず担当課と協議すること